

参考資料 1

7 福祉高施第1618号
令和7年12月12日

東京都地方独立行政法人評価委員会
委員長 大野 高裕 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都健康長寿医療センターの役員報酬規程の改正について

標記の件について、別紙令和7年11月21日付7健総第4618号により、東京都健康長寿医療センターの役員報酬規程を改正した旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条で準用する同法第49条第1項の規定に基づき、通知します。

7 健総第4618号
令和7年11月21日

東京都知事 殿

地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター
理事長 秋下 雅弘

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
役員報酬規程の一部改正に伴う届出について



日頃から、当センターの運営につきましてご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、当センターでは、下記のとおり職員の給与等に係る関係規程を改正致しましたので、地方独立行政法人法第48条第2項及び同法第56条第1項に基づき、別添のとおり届け出をいたします。

記

○ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程

(1) 令和3年1月1日改正

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程で定める報酬は、均等支給となっている。より柔軟な支給方法とするため、役員報酬規程第4条（報酬の支給方法）の改正を実施した。

(2) 令和7年3月17日改正

非常勤役員の法人運営に対する役割の重要性や、近年の人件費高騰に鑑みて、他団体の状況も踏まえ、非常勤役員手当を改正するため、役員報酬規程の一部を改正した。

以上

